

第40号議案

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成22年6月3日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、区長等の旅費に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

東京都台東区長等の給料等に関する条例（昭和30年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「その額は別表第2のとおりとする」を「その額のうち旅費条例により難いものについては、別表第2に定めるところによる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、東京都台東区職員の旅費に関する条例（昭和26年9月台東区条例第14号。以下「旅費条例」という。）の例による。

第5条第2項中「東京都台東区職員の旅費に関する条例（昭和26年9月台東区条例第14号）」を「旅費条例」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

(1) 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃

区分	支給額
鉄道賃	内国旅行（旅費条例に規定する近接地内旅行を除く。）
	外国旅行

		<p>旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃</p> <p>4 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第32条第4号に規定する旅客運賃並びに同条第5号に規定する急行料金及び寝台料金</p>	
船賃	内国旅行	<p>次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額</p> <p>1 旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の旅客運賃（中級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の旅客運賃）</p> <p>2 旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃（上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の直近下位の級の旅客運賃）</p> <p>3 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</p> <p>4 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第21条第1項第4号に規定する寝台料金、同項第5号に規定する特別船室料金及び同項第6号に規定する座席指定料金</p>	
	外国旅行	区長	<p>次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額</p> <p>1 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の旅客運賃）</p> <p>2 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</p> <p>3 前2号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金</p>
		副区長	<p>次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額</p> <p>1 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場</p>

		<p>合には、次に規定する旅客運賃</p> <p>イ 最上級の旅客運賃を更に4以上に区分する船舶による旅行の場合には、その内の最上級の直近下位の級の旅客運賃</p> <p>ロ 最上級の旅客運賃を更に3に区分する船舶による旅行の場合には、その内の中級の旅客運賃</p> <p>ハ 最上級の旅客運賃を更に2に区分する船舶による旅行の場合には、その内の下級の旅客運賃</p> <p>2 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</p> <p>3 前2号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金</p>
外国旅行の航空賃	区長	<p>次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額</p> <p>1 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃</p> <p>2 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃</p> <p>3 前2号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第34条第1項第3号に規定する旅客運賃</p>
	副区長	<p>次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額</p> <p>1 旅客運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、中級の旅客運賃</p> <p>2 旅客運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の旅客運賃</p> <p>3 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃</p> <p>4 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第34条第1項第3号に規定する旅客運賃</p>

(2) 内国旅行の日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
		甲地方	乙地方	
区長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円
副区長	3,000円	15,000円	13,500円	3,000円

備考 宿泊料の甲地方及び乙地方の区別は、旅費条例の例による。

(3) 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
区長	指定都市	9,400円	29,000円	8,000円
	甲地方	7,900円	24,200円	
	乙地方	6,300円	19,400円	
	丙地方	5,700円	17,400円	
副区長	指定都市	8,300円	25,700円	7,700円
	甲地方	7,000円	21,500円	
	乙地方	5,600円	17,200円	
	丙地方	5,100円	15,500円	

備考

- 1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区別は、旅費条例の例による。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

(4) 支度料

区分	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上 3月未満	旅行期間3月以上
区長	107,800円	130,900円	154,000円
副区長	86,240円	104,720円	123,200円

備考 過去において支度料の支給を受けたことがある場合の支給額は、旅費条例第39条第2項の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。